自分にはまだ関係ないと思っていませんか？

- 相続はまだ先のこと
- 相続する家族がいるから大丈夫
- 相続する財産なんてあまりない
- 農業を引きつぎたいけどどうしたらいいか分からない

早めの準備で大切な家族への負担を減らせます。
JAへお気軽にご相談ください。
専門家とも連携してお手伝いいたします。

相続サポートセンター
TEL：083-976-6802

ご自身の相続について考えたい方

生命共済

当組合では、相続に活用できる生命共済を取り扱っています。
生命共済を活用すれば、大切な方にスムーズに財産を遺すことができます。
詳しくはお近くの店舗もしくは相続サポートセンターまでお問合せ下さい。

共済なら、相続発生時に、契約した金額を死亡共済金受取人にすみやかにお支払いすることが可能です。

終身共済（主契約）の活用例

	契約者	被共済者	死亡共済金受取人
①	夫	夫	妻
②	夫	夫	子

※①②とも、相続税の課税対象となり、死亡共済金受取人が相続人ですので、非課税枠（500万円×法定相続人の数）の適用があります。
※一時払終身共済、引受緩和型終身共済も同様です。

民事信託
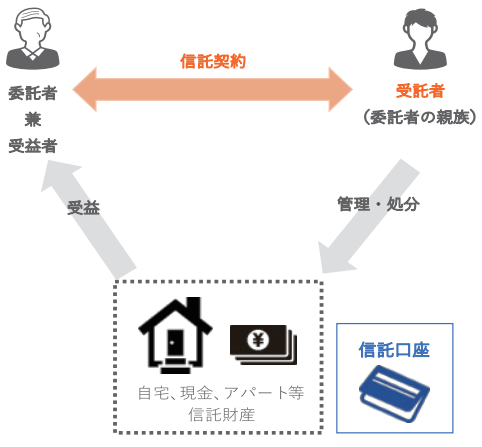
当組合では、大切な資産と想いを次代へ引継ぐために民事信託をご用意させて頂いております。
詳しくはお近くの店舗もしくは相続サポートセンターまでお問合せ下さい。